

令和元年(ワ)第26406号 損害賠償請求事件

原 告

外

被 告

外

答 弁 書

令和元年12月3日

東京地方裁判所民事第31部合議B係 御中

(住所) 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 (送達場所)

(電話) 03(3264)8111

被 告 最 高 裁 判 所

(事務取扱 事務総局総務局第一課課長補佐 橋 本 成一郎)

(同課企画調整係長 岩 花 哲 英)

第1 本案前の答弁

- 1 原告らの被告最高裁判所に対する訴えを却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の主張

原告らの被告最高裁判所に対する本件訴訟は、原告らが、最高裁判所を被告として、国家賠償法1条1項又は不法行為の規定に基づき損害賠償を求める民事訴訟であると解される。

しかし、最高裁判所は、国の機関であって、私法上の権利義務の帰属主体と

なり得る資格（権利能力）を有しないから、民事訴訟における当事者能力を有しない。

したがって、原告らの被告最高裁判所に対する訴えは不適法であるから、却下されるべきである。